

泉大津市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市環境基本条例(平成14年3月泉大津市条例第2号)第6条の規定に基づき、地球温暖化防止対策を推進し、持続可能な低炭素社会を形成するため、本市の区域内において住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、泉大津市住宅用太陽光発電システム設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、本市における自然エネルギーの活用を促進するとともに、市民の自主的な環境保全に関する取組みを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「対象システム」とは、住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。

- (1) 対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格又は国際電機標準会議(IEC)等の国際規格に規定された太陽電池モジュールの公称最大出力)とパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10キロワット未満であること。
- (2) 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしていること。

(交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住する住宅に対象システム(中古品を除く。)を、別に定める要件により設置する者
- (2) 電力会社と電力受給契約を締結している者
- (3) 市税等を滞納していない世帯に属する者
- (4) 市が行う環境保全事業に積極的に協力でき、及び家庭でのエネルギー使用状況等に関する調査等に協力できる者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、住宅用太陽光発電システム設置に要する経費のうち、次

に掲げる経費とする。

- (1) 太陽光電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計及び余剰電力販売用電力計に関する経費
- (2) 配線、配線器具の購入及び据付に関する経費
- (3) 当該対象システム設置に関する工事に要する経費

(補助金額等)

第5条 補助金の交付額は、1キロワット当たり15,000円に電力会社との電力受給契約書に記載されている受給最大電力の値（出力の単位はキロワットとし、その値が6キロワットを超えるときは6キロワットとする。）を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算出した金額が前条の補助対象経費の合計額を上回る場合は、前項の規定にかかわらず、前条の補助対象経費の合計額とする。

3 補助金の交付は、第3条に該当する者に対して、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内において、次に掲げる書類を添付して、泉大津市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し
- (2) 対象システム竣工検査の試験記録書の写し
- (3) 対象システムの設置状態を示すカラー写真
- (4) 対象システム設置家屋付近の見取図
- (5) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (6) 申請者と電力受給契約者が異なる場合は、申請者と同一の世帯であることを証するもの

(7) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、直接持参の方法により先着順に行うものとする。

3 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付の可否について決定を行うものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し泉大津市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付して泉大津市住宅用太陽光発電システム設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第8条 前条に規定する泉大津市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書を受けた者は、泉大津市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第4号）を、交付決定日より3週間以内に市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付する。

2 交付の方法に係る手続きの詳細については、別に定める。

（交付決定の取消等）

第10条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があると認めるときは、その交付決定を取り消し、すでに補助金を交付しているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に申請等がなされた補助金については、なお従前の例による。